

知的財産をもっと身近に！

～中国地域知的財産戦略本部の取り組みをご紹介します～

地域経済部 特許室

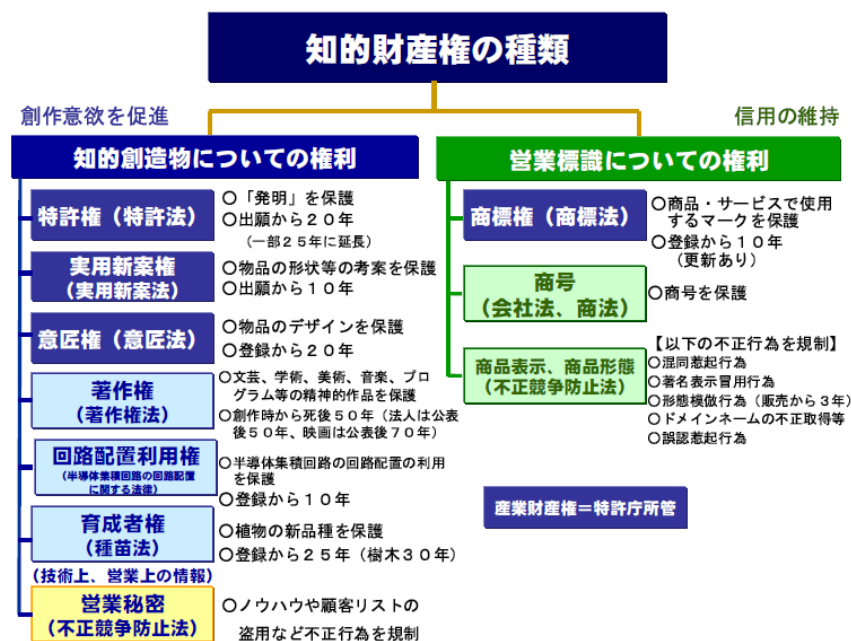
TEL 082-224-5625

1. 知的財産権とは

知的財産権制度とは、知的創造活動によって生み出されたものを、創作した人の財産として保護するための制度です。

知的財産権には大きく分けて、以下の2つがあります（下図参照）。

- 一. 特許権や著作権などの創作意欲の促進を目的とした「知的創造物についての権利」
- 一. 商標権や商号などの使用者の信用維持を目的とした「営業標識についての権利」



知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の4つを「産業財産権」といい、経済産業省特許庁が所管しています。



産業財産権制度は、新しい技術、新しいデザイン、ネーミングなどについて独占権を与え、模倣防止のために保護し、研究開発へのインセンティブを付与したり、取引上の信用を維持することによって、産業の発展を図ることを目的にしています。これらの権利は、特許庁に出願し、登録することによって、一定期間、独占的に実施(使用)できる権利となります。

(平成21年度知的財産権制度説明会(初心者向け)テキスト『知的財産権入門』より)

2. 知的財産に関する政府及び中国地域の取り組み

政府では平成14年7月に「知的財産戦略大綱」を取りまとめ、「知的財産立国」を目指すこととしました。この方針のもと政府は、平成14年11月には「知的財産基本法」を制定し、同基本法に基づき平成15年3月に内閣に設置された「知的財産戦略本部」において行動の指針となる「知的財産推進計画」を策定しました。この計画の中では、地域における大企業と中小・ベンチャー企業の知財に係る格差(デバイド)解消を目的として「地域知的財産戦略本部」を設置することとなりました。

これを受け、中国地域においても平成17年9月に外部有識者等により構成する「中国地域知的財産戦略本部」(以下、「戦略本部」という。)を設置し、中国地域の中小・ベンチャー企業の知財活動を支援しています。

中国地域知的財産戦略本部設立から現在までの流れ

中国地域知的財産戦略本部の概要

- 【設立】 平成17年9月8日
- 【本部長】 長尾 正彦(中国経済産業局長)
- 【委員】 19名(中小企業、弁理士、大学、支援機関等により構成)
- 【会議開催状況】 本部会議6回開催。別途ワーキンググループを9回開催。

第1フェーズ(平成17年～18年)「立ち上げ期」

中小企業等への知的財産制度の普及啓発
地域知的財産戦略本部の活動確立

第2フェーズ(平成19年～21年)「普及・発展期」

農業分野等、知財マインド醸成対象を拡大
対象分野の拡大に伴い、中国地域知的財産戦略本部の委員を拡充

第3フェーズ(平成22年～25年)「活動強化期」

基本方針を改め、活動を強化
(「中国地域経済活性化計画」(仮称)及び経済産業施策と足並みを揃えた活動を実施)

3. 平成22年度以降の中国地域知的財産戦略本部の活動について

去る平成22年3月23日に「第6回 中国地域知的財産戦略本部会議」を開催し、中国地域知的財産戦略本部の第2フェーズ(平成19～21年度)の取り組みを総括した上、平成22年度以降の取り組みについて議論し、今後の活動方針を決定いたしました。この方針に基づき、地域のための知財活動をより活発化させていきます。



長尾局長による開会挨拶



会議の様子

第3フェーズ(平成22～25年度:「活動強化期」)の基本方針と事業の柱

「中国地域経済活性化計画」(仮称)に基づき、中国地域経済の活性化・自立的発展に向けて、同計画と連動した知財施策を実施する。

(1) 2020年を見据えた「中国地域経済活性化計画」(仮称)と連動した施策の推進

中国地域経済の活性化・自立的発展に向けて同計画とリンクした知財施策を実施

(例: 次世代自動車分野, 太陽電池分野など)

(2) 連携強化による自治体知財戦略施策への支援とマインド向上

地方自治体・支援機関との連携を強め、中小・ベンチャー企業を効果的に取り込み、多角的な知財支援を実施

(3) 成長を支える意欲ある中小企業等のニーズに合わせた支援の実施と模倣品対策

中国地域の各企業の知財への取り組み段階に応じた支援を行い、経営戦略に直結した知財の活用を推進

(4) 経営課題に応える知財活動を担う人材の育成と次世代を担う若者への知財教育の充実

地域の専門家を企業派遣し、知財を入り口から出口まで総合的プロデュースできる人材を育成

(5) 地域発イノベーションにつながる産学官の知財活用の促進

大学・公設試の連携強化と、先端分野や地域のニーズに応じた分野で

知財の普及啓発の実施

(6) 地域の強みとなるブランドの育成・確立支援と地域団体商標取得後のフォローアップ

地域資源とタイアップし、地域ブランドの確立及び地域団体商標の登録を促進

(参考資料)

中国地域知的財産戦略本部第2フェーズ事業の総括及び第3フェーズ事業の計画

→ http://www.chugoku.meti.go.jp/chizai/about/pdf/2fs_3fjk.pdf

中国地域知的財産戦略本部第3フェーズの基本方針と平成22年度事業計画(図)

→ http://www.chugoku.meti.go.jp/chizai/about/pdf/3fkf_h22jkg.pdf

中国地域知的財産推進行動計画平成22年度事業計画

→ <http://www.chugoku.meti.go.jp/chizai/about/pdf/h22jk.pdf>

4. 中国地域知的財産戦略本部の主な事業・特許室の業務紹介

以下に中国地域知的財産戦略本部の主な事業・支援策をご紹介します。すべて無料ですのでどうぞお気軽にご利用ください。

①もうけの花道～知財戦略のススメ

知的財産の話を、まるでテレビを見るように“おもしろく・おかしく・わかりやすく”ご紹介するWebサイト、それが「もうけの花道～知財戦略のススメ～」です。

<http://www.mouke.tv/>

【もうけの花道トップページ】



平成20年10月のサイト開設以降、平成22年5月現在のアクセス件数累計は40万件を突破しています。知財を活用した経営戦略の成功例（動画）、知的財産活用に隠された失敗例（アニメーション）、知財クイズなど盛りだくさんの内容です。

皆様も是非一度ご覧になってください。

②課題解決型コンサルティング事業～知財に関する悩みや課題を解決します！～

知財について悩んでいるけれど誰に聞けばいいかわからない、そんな中小企業等が駆け込めるワンストップ相談窓口を平成22年4月に開設しました。

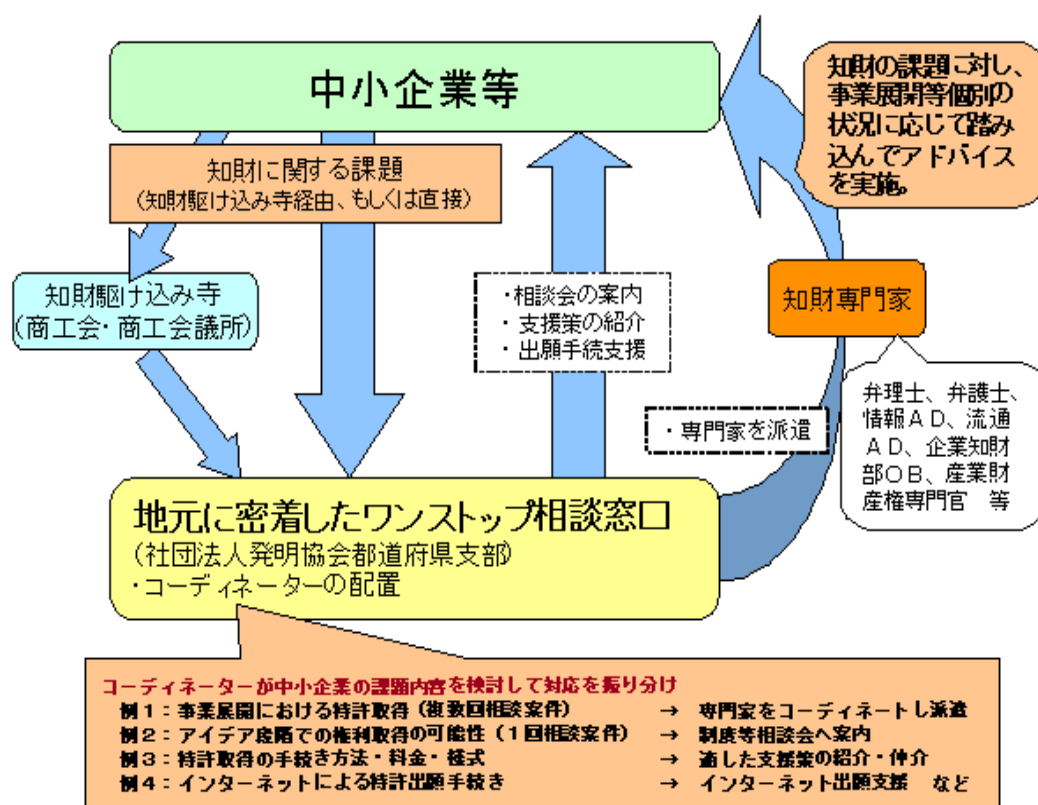
忙しい・遠いなどの理由で相談窓口へ行けない企業へは、適切な専門家をコーディネートして派遣します。

今年度、本事業は(社)発明協会に実施を委託していますので、ご利用希望の方はお住まいの県にある(社)発明協会各県支部へお問い合わせ下さい。

詳細は以下のHPをご参照ください。

<http://www.hirameki.jiii.or.jp/>

【課題解決型コンサルティング事業 概要図】



③企業等への出前型知財セミナーの開催

特許庁の「産業財産権専門官」が、中小企業の社内研修や経営者等が集まる勉強会、産業支援機関が開催するセミナー等において知財制度・各種支援策等をわかりやすくご紹介します。

各種セミナー・相談窓口には遠くて・忙しくて行けない、社内研修会の一部として知財を組み込みたい、という企業様は是非ご利用ください。（訪問するための交通費・講師派遣料・相談料などは無料です）

【講師派遣・企業訪問のお申し込み・お問い合わせ先】

中国経済産業局特許室

Tel:082-224-5625 Fax:082-224-5646

<mailto:cgk-tokkyo@meti.go.jp>

④中国経済産業局特許室の相談窓口

特許室では、主に下記にあげる内容について専門スタッフがご相談や照会などに応じておりますのでお気軽にお問い合わせ下さい。

- (1) 産業財産権に関する出願・登録手続き等の相談
- (2) 知的財産権関連の各種セミナー等の開催案内
- (3) 産業財産権関連書籍の閲覧と特許等原簿の認証謄本の交付
- (4) TV会議システムを利用した面接審査
- (5) 研究開発型中小企業等向けの特許料等の軽減措置の確認作業

【お問い合わせ先】

中国経済産業局特許室

広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎3号館1階

受付時間：月曜日～金曜日（国民の休日及び年末年始の休日を除く）の

9：00～17：00

Tel:082-224-5625 Fax:082-224-5646

地図は以下のHPからご覧ください。

<http://www.chugoku.meti.go.jp/chizai/sodan/sien.html>

5. 最後に～今年は産業財産権制度125周年です～

専売特許条例（現在の特許法）が明治18年（1885年）4月18日に公布され、今年で125周年を迎えます。

そこで特許庁では、あらためて知的財産権制度の重要性をアピールし、将来に向かって活発な制度活用を促すため、平成22年4月より、印刷物等に産業財産権制度125周年記念ロゴマークを表示し、広く国民の皆様へPRしております。

「特許」というと近年になって発展したもののように思われるかもしれませんが、意外と長い、深い歴史があるのです。この機会に是非、特許をはじめとした産業財産権についてご関心をもっていただけますと幸いです。



〔ロゴマークの説明〕

色鮮やかに咲く花の4つの花弁はそれぞれ「特許権」「実用新案権」「意匠権」「商標権」を、中央の十字は産業財産権制度を示しています。

花弁は時計回りに次第に大きくなっており、これからますます重要性を増し、成長していく制度の未来を示しています。また、産業財産権が活用され（種が蒔かれ）が社会へ広がり、そこからさらに新しい技術等が生み出されていく（花が開く）様を表しています。